

## 平成17年第3回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成17年12月13日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時45分

## ◎出席議員（35名）

1番	五味渕	博	君	2番	佐藤	昇	市	君	
3番	沼田	邦彦	君	4番	高津戸		茂	君	
5番	高橋	安隆	君	6番	高德	正治		君	
7番	舩山	栄一	君	8番	平山		進	君	
9番	大橋	洋一	君	10番	佐藤	雄次郎		君	
11番	五味渕	親勇	君	12番	野木		勝	君	
13番	藤田		武	君	14番	大野		曄	君
15番	水上	正治		君	16番	平塚	金平		君
17番	中山	五男		君	18番	郡司	昭三		君
19番	塩谷		隆	君	20番	柴野	正巳		君
21番	斎藤	雄樹		君	22番	樋山	隆四郎		君
23番	板橋	邦夫		君	24番	森井	國廣		君
25番	菊池	俊夫		君	26番	斎藤	文男		君
27番	玉造	三好		君	28番	滝田	志孝		君
29番	小池	清三		君	30番	高田	悦男		君
31番	小森	幸雄		君	32番	永山		茂	君
33番	小堀		操	君	34番	青木	一夫		君
35番	平塚	英教		君					

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷	範雄	君	
教育長	池澤		進	君
総務部長	大森		勝	君
市民福祉部長	雫	正俊		君
経済環境部長	佐藤	和夫		君

建設部長 池 尻 昭 一 君

教育次長 堀 江 一 慰 君

◎事務局職員出席者

事務局長 田 中 順 一

書 記 齋 藤 進

書 記 藤 田 元 子

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 1号 那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 6号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（鹿沼市関係）について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 7号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 8号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 9号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（鹿沼市関係）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第10号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第11号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第12号 栃木県市町村職員退職手当組合から栗野町を脱退させることに伴う財産処分について。（市長提出）

- 日程 第15 議案第13号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（鹿沼市関係）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第14号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第15号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第16号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（鹿沼市関係）について（市長提出）
- 日程 第19 議案第17号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第18号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第21 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（青木一夫君） ただいまの出席議員は34名で定足数に達しておりますので、平成17年第3回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

◎市長あいさつ

○議長（青木一夫君） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成17年第3回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては年末、年の瀬何かとご多用のところ、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。「光陰矢の如し」と申しますが、早いもので私が市長に就任させていただきましてから1カ月余りが経過をいたしました。おかげさまで順調にその船出ができましたこと、議員各位の温かいご理解の賜物と感謝をいたしております。

さて、今期定例会は、私にとりましても初定例会でございます。また、初の一般質問も8人の議員よりいただいております。私を初め執行部一同誠心誠意努める所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

さきの臨時会におきまして、所信及び政策の概要につき述べさせていただきました。今期初定例会ということもございまして、重複する形で所信となりますが、ご了承賜りまして発言をさせていただきたいと存じております。

私の政治信条の一つに「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」という孟子の言葉がございます。私が政治と向き合うとき、いつも頭に浮かべる言葉でございます。この意味は、事を成すにあたっては、天の時を生かすことは大変大切でございますけれども、地の利が備わっていることには及ばないし、また地の利がありましても人の和がなければ成功しないということでございます。

未来に向けた活力のある那須烏山市を築くためには、今こそ行財政改革を行わなければならないときでございます。また、豊富な自然資源と地域の優位性を大いに生かすべきであると思

っております。しかし、これを成就させるには、地域の垣根を取り払った行政や市民の融合が何よりも重要なこととございます。それらのことを念頭に置きつつ、常に市民の目線で物事をとらえ、誠実かつ公平公正な政治を行ってまいりたいと考えております。

その中で、「天の時」でございますが、皆さんの思いと英知を集めて那須烏山市が誕生いたしました。私はこのときの節目に立ち会うことができた天の時に感謝をしてやまないところがあります。しかし、新市が進む道は決して平坦ではありません。未来につなぐ新市をつくるために、今こそ行財政改革を力強く推進しなければならないと考えておりました、両町合併にかかわった一人といたしまして、この課題に積極的に取り組んでまいります。

さらに、「地の利」を生かしたまちづくりにつきましては、この地域は豊かな自然資源と文化資源がございます。私はこれらの数多くの資源、この「地の利」を生かして伝統と文化が生きるふるさと、ありのままの自然を生かすふるさと、夢いっぱい楽しいふるさとを創出する具体的なビジョンを実行していきたいと考えております。

那須烏山市は幸いにも災害が少ない安全な地域でございます。また、首都圏から2時間、宇都宮から30分の位置でございます。この「地の利」を生かして都市からの交流人口の増加と少子化対策としての定住人口の増加を図る積極的な事業の展開をしてみたいと考えております。

「人の和」を生かしたまちづくりにつきましては、合併を生かし大きな活力を醸成させるには、住民同士が同じ那須烏山市民としての意識、地域間の垣根を取り払った「人の和」が何よりも大切であると考えております。地方自治体に活力をよみがえらせるためには、今こそ発想の転換が必要であります。私は、住民が主役のまちづくり、行政は住民が株主の株式会社であるとの視点に立ちまして、「人の和」が生きる有為な住民活動、そして産学官連携事業などへの支援体制を確立していきたいと考えております。

さて、自然、やさしさ、知恵、これらをはぐくむ暮らしやすいまち、そして活力と安らぎの交流文化都市を目指す那須烏山市が10月1日めでたく誕生いたしました。このことは市民の皆様とともに喜びを分かち合いたいと思います。

私は、まちづくりとはそこに住んでいる人たちが、みずからの判断とみずからの責任でみずからの地域を安全で安心して住むことができ、しかも子供たちが将来にわたりそこに住んでいたいと思うような自立ができる魅力的な地域社会を民主的につくっていくことだと思っております。

そのためには先見の明を持ち、住民の目線に立って情熱と意欲を持って市民のしあわせづくりを推進し、公平・公正そして誠実を旨とした那須烏山市振興発展のために最大限の努力を傾けてまいり所存であります。

次に、私ども地方自治体に専らの関心事でございます三位一体の改革についての、私の所感

を申し上げます。国から地方を旗印にいたしました税財政改革、いわゆる三位一体の改革が過日決着をいたしました。そもそもこの改革は、地方の財政裁量を広げ権限を拡大して、国の補助金配分業務を縮小することにより、国も地方もともにスリム化を目指すものでございます。

国と地方との決着内容を見てまいりますと、来年度分の補助金の削減は6,540億円で、税源移譲額は6,100億円であります。昨年実施をいたしました約2兆3,990億円と合わせますと、その税源移譲額は約3兆90億円。一応の目標の3兆円に達したことになります。

しかしながら、地方の反対が大変強かった生活保護費の削減は見送るものの、児童扶養手当や児童手当は国の負担率の引き下げ、さらに公立小中学校の職員給与につきましては国の負担率を2分の1から3分の1に引き下げられているわけでありまして、このことは、地方の自由度の拡大あるいは国のスリム化につながるかどうか疑問の残るところではあります。さらに、最後までもめた生活保護費はもともと国の代行業務でありますので、地方が財政の負担を押しつけられても到底これは受け入れられるものではないと私は理解をいたします。ただ、評価できる点でございますけれども、施設整備費の移譲を初めて一部認めたことであります。地方はこの分野は最も地方裁量の効果の出るエリアでございます。

一応補助金、負担金削減と税源移譲は決着がついた形でございますが、本市が最も関心のあるところは今後の地方交付税の改革であります。本市は残念ながら3割自治の典型でもありません。本市にあっては交付税削減の動向はまさに一大の関心事でございます。三位一体の改革の趣旨からすれば、地方公務員の削減等と並行いたしまして縮小をしなければならないということになると思いますが、しかしながら、もろもろの難局を打開をして成就をした合併市町に対しては、交付税確保は国の約束事として堅持をしていただきたいものと切望する次第であります。

地方交付税頼りにならないまちづくり、つまり自立ができるまちづくりは、いわば国を挙げて国策を持って実現化を図るべきと言っても過言ではないでしょう。国も地方も徹底をしたスリム化を図り、あるべく三位一体の趣旨に沿った形の実現化に向け、第2の改革に踏み出す必要性を強く感じております。

ここで行政報告を1件申し上げます。本日の下野新聞記事にも掲載をされております児童生徒の安全対策の取り組みについてであります。今般の広島県及び今市市の小学生殺害事件を受けまして、全国的にさまざまな安全対策が展開をされております。本市にいたしましても、各学校、PTA、自警団、防犯パトロール隊、自治会など関係機関、団体等に協力を求めまして、通学路の安全確認、危険箇所の巡視などさまざまな安全対策が展開されているところでございますが、市職員といたしましても、「緊急安全対策計画書」のとおり安全対策を実施することになりました。概要でございますが、本日から22日まで当面第2学期終了時まで実施をいた

します。時間は午後2時から4時を考えております。

この方法でございますが、各課の公用車に防犯パトロールのステッカーを貼付いたしまして、指定されました学校の通学路を巡視するというものでございます。各部の担当も申し上げます。総務部は東小、境小、境地区であります。経済環境部は七合小、興野小、七合地区であります。市民福祉部は野上小、向田小、向田地区であります。建設部は烏山小、烏山地区であります。教育委員会は荒川小、江川小、南那須地区であります。中学校は小学校区に含まれることもご理解をいただきたいと思っております。職員のローテーションを組み、毎日下校時間に合わせまして実施をさせていただきます。

そのほか、市公用車に同上のステッカーを貼付いたしまして、通常の出張、事務連絡等でも市内を走行していきたいと考えております。さらに、南那須地区には防災行政無線もございしますので、活用いたしまして下校時の2時、3時、4時ごろに児童、生徒への安全下校及び地域住民の協力要請を呼びかけたいと思っております。

さらに、児童、生徒の安全、安心に関する緊急アピールということで、市長と教育長連名によりまして、地域ぐるみ児童、生徒の安全、安心を確保するためのパンフレットを全戸配布させていただきましたので、これもご了承いただきたいと考えております。

以上、行政報告でございます。

さて、今期定例会は条例の制定を1件、条例の一部改正を3件、人事案件1件、そして栃木県自治会館管理組合規約の変更等3件、栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更等4件、市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について等3件、及び栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について等3件、以上計18議案を上げさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

#### 議事日程

平成17年第3回那須烏山市議会定例会（第1日）

- |    |    |                      |       |
|----|----|----------------------|-------|
| 開  | 議  | 平成17年12月13日          | 午前10時 |
| 日程 | 第1 | 会議録署名議員の指名について（議長提出） |       |
| 日程 | 第2 | 会期の決定について（議長提出）      |       |

- 日程 第 3 議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 1号 那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 6号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（鹿沼市関係）について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 7号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 8号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 9号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（鹿沼市関係）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第10号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第11号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第12号 栃木県市町村職員退職手当組合から栗野町を脱退させることに伴う財産処分について。（市長提出）
- 日程 第15 議案第13号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更（鹿沼市関係）について（市長提出）

- 日程 第16 議案第14号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第15号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第16号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（鹿沼市関係）について（市長提出）
- 日程 第19 議案第17号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（下野市関係）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第18号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（日光市関係）について（市長提出）
- 日程 第21 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（青木一夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

5番 高橋 安隆議員

6番 高德 正治議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会にあたり、12月5日の議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から12月16日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から4日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、

送付してあります会期中の日程により行いますので、ご協力を願います。

◎日程第3 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第3 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

（書記 朗読）

議案第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者の推薦について人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見をお聞きいたしまして、候補者を法務大臣に推薦することになっております。

現在、人権擁護委員でございます渡邊美樹氏は、平成18年3月31日で任期満了となりますが、引き続き推薦をいたしたく提案をするものでございます。渡邊氏は、平成6年2月から4期12年間にわたりまして、人権擁護委員として職務に精励をされておられまして、現在栃木県人権擁護委員連合会の理事、そして烏山人権擁護委員協議会の副会長といたしまして活躍をされております。

渡邊氏は、人格識見高く、誠実で温厚な人柄、広く社会の実情に精通をされ、今後も人権擁

護委員といたしましてさらに活発な活動が期待できる方でございます。何とぞ慎重審議の上に、可決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

2番佐藤昇市君。

○2番（佐藤昇市君） ただいま議案第5号 人権擁護委員の候補の推薦についてでございますが、渡邊美樹氏は、那須烏山市曲畑在住でございます。人権擁護委員4期12年という長きにわたりまして現在も活躍されておりました。今回、那須烏山市の副会長という一任もされておりますので、また渡邊氏は民生委員としても今活躍されております。人格ともに優秀だと推測しますので、質疑を打ち切り討論を省略したいとの動議を提出したいと思っております。

○議長（青木一夫君） 29番小池清三君。

○29番（小池清三君） ただいま2番佐藤昇市君から出されました動議に賛成をいたします。

○議長（青木一夫君） ただいま2番佐藤昇市君から、原案のとおり決定されたいとの動議が提出されました。この動議は29番小池清三君の賛成があり成立いたしました。

本動議を議題として採決いたします。議案第5号については、本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第1号 那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例の制定について

○議長（青木一夫君） 日程第4 議案第1号 那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例の制定についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第1号

那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例の制定について

那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例を別紙のとおり定める。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。  
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号 那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

元烏山町長新井章一氏から多額の寄附を賜り、かねてより建設を進めてまいりました那須烏山市山あげ烏章館がこのたび完成の運びとなりました。この条例を制定するものでございます。

去る12月11日には、多くの関係者の皆様方のご参加をいただきまして落成式を挙行することができました。この山あげ烏章館は多目的施設といたしまして地域の活性化に資してまいり所存でございます。

特に、山あげ行事の伝承・保存及び芸術文化の推進に資するものと考えております。

詳細につきましては、経済環境部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 次に補足説明を求めます。  
経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして、詳細につきまして説明をさせていただきます。

なお、一昨日は山あげ烏章館の竣工式にご臨席を賜りまして大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

2ページ目をごらんになっていただきたいと思います。那須烏山市山あげ烏章館設置、管理及び使用料条例でございます。第1条の趣旨につきましては、山あげ烏章館の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の設置等につきましては、国の重要無形民俗文化財である烏山の山あげ行事に関する作業施設を提供することにより、山あげ行事の伝承及び保存に寄与するとともに、さらにはそ

の他の文化の振興に資するものでございます。

第2項の名称でございますが、名称は那須烏山市山あげ烏章館、通称山あげ烏章館でございます。

第3条の管理につきましては、市長が管理するというところでございます。

第4条の利用時間につきましては、午前9時から午後10時まででございます。

第5条の使用の許可につきましては、使用する者はあらかじめ市長の許可を受けるということでございます。

第6条は使用の制限でございますが、内容につきましては一般的なものでございますので省略させていただきます。

第7条は権利の譲渡禁止でございます、転貸を禁じているものでございます。

第8条は特別の設備の制限でございます、特に特別の設備をする場合はあらかじめ市長の許可を受けるということでございます。

第9条は使用の許可の取り消し等でございます、これも一般的なものでございますので内容は省略させていただきます。

第10条は使用料でございます。使用者のうち専ら商品の広告、宣伝その他営利を目的として使用するものは、別表に定める使用料を納付しなければならないということでございまして、これは営利を目的としない場合は当分の間料金を徴収しない方針でございます。別表をごらんになっていただきまして、最後のページになるわけでございます。1時間当たり2,000円、1日当たり2万円でございます、これらの算出の根拠といたしましては烏山公民館、元の烏山の就業改善センターでございます、これは就業改善センターは1日2万円でございます。山あげ烏章館と同じ考えでございますが1日2万円。時間に直しますと4時間で1万円というふうになっておりますので、1時間当たりになりますと2,500円になりますので、山あげ烏章館よりは500円だけ高いというふうになっておりますが、山あげ烏章館のほうは1時間2,000円ということでございます。

なお、市の区域外の方が使用する場合は2を乗じて得た額と申しまして、倍の額になります。したがって、1時間4,000円、1日当たり4万円ということでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

第11条は現状の回復の義務でございます。これも一般的なものでございますので内容は省略させていただきます。

第12条は損害賠償の義務でございます、これも一般的なものでございますので省略させていただきます。

第13条は遵守事項及び指示事項でございます。同様に省略させていただきます。

第14条は委任でございます、この条例の施行に関して必要な事項は市長が定めるということでございます。

附則はこの条例は公布の日から施行するということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これにより質疑に入ります。

28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） ただいま上程中の議案第1号について質問いたします。夜10時まで貸し出しをするという中で、現実にはどこの課で担当するのか。また、担当するにあたりまして、職員が当番で開閉をするのか。または外部委託をするのか。そういう中で、外部委託した場合は当然金額がかかると思うんですが、そういうものについてまず1点。

あとは休日、この山あげ烏章館については休日を設けているのか設けていないのか、そのところをお伺いをするものであります。

○議長（青木一夫君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず管理でございますが、これは担当課は商工観光課でございます。申請は商工観光課のほうに申請をいただきまして、管理は観光協会または商工会に管理を委託したいというふうに考えております。なぜこうするかと申しますと、質問の中に休日はどうなんだという話が出ておりますが、休日につきましては年末年始だけを休日にする考えでございまして、通常の施設は火曜日も休日になっているわけですが、火曜日も開館したいというふうに考えております。多くの方に利用していただくために開館をしたい。

管理の中で観光協会、商工会に委託する理由は、夜10時過ぎになりますので、火曜日あるいは休日になりますので、かぎのあけ閉めだけは観光協会あるいは商工会にお願いをしたい。それから、10時になった場合、職員はおりませんので、責任者の方にかぎをお貸ししまして、夜かぎを閉めていただきまして、次の日かぎを戻していただく。そういう形で管理を考えております。

管理料金につきましては、まだ料金は詰めてございませんので、料金等すぐに詰めて管理をお願いしたいと考えております。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 今のお話で大体わかったんですが、かぎを渡す、そして最後はかぎをかけていただいて翌日返還する。そういうのも結構なんですが、これは役所で作ったも個人の寄附でも一緒なんですが、2,500万円という多大なる寄附をいただいてつくったものですから、その管理はやはりきちっとしないと大変失礼な部分が出てくるのかなと思ってお

ります。ぜひともそういう点ではしっかりした管理をしていただきたいと思います。と考えております。

それともう一つは、合併で旧烏山町、旧南那須町、本来であれば、こういう部分で言えば指定管理者制度ができたわけですから、そういう部分について協議をして指定管理者制度を利用するという中で人件費の抑制、外部委託によってそういうものができてくると思うんですが、その辺のところは市長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えを申し上げます。所信あるいは政策の概要でもお話し申し上げましたように、指定管理者制度の導入は9月1日までには図ってまいります。これは当然議決事項でございますので、私の考えでは6月の定例会に指定管理者制度の導入についての上程をさせていただき考えでございますので、当然これからのこのような管理体制は民間委託というようにことも根底に常に考えておりますので、そのような制度を図りながら民間委託化に向けて考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木一夫君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） ご質疑のとおり、大変高価な貴重な施設でございますので、管理には十分配慮をして管理したいと思いますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○28番（滝田志孝君） 了解。

○議長（青木一夫君） 26番齋藤文男君。

○26番（齋藤文男君） それでは、条例の制定でございますので、若干細かいところまで質疑をするかと思っておりますけれども、ご了承願いたいというふうに思います。

今、滝田議員のほうからも質問がありましたけれども、その部分はまず使用の許可でありますけれども、あらかじめ市長の許可を受けなければならないということではありますが、この山あげ烏章館は山あげ祭の準備作業に使うことが大半ではないかというふうに思うんです。この準備作業も半年あるいは4カ月というふうに言われておりますけれども、ずっと続けて使うのではないというふうに思うんです。したがって、その都度許可をとらなければならないのかどうか、この点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

使用の決定額は先ほどありましたけれども、もう少し細かく話していただけますか。後ろの別表にあります1日使用料の問題なんですが、1日とはどこからどの時間を言っているのか。

それと、使用料の納入の仕方ですね。許可をとったときにお支払いするのか。あるいは使用するときに支払いをするのかお尋ねをしたいと思っております。

それと第10条の2、3項に規則の部分があるんですけれども、使用料を免除するとか、全部を還付するとか、委任することを条例で規定しているようではありますが、免除とか還付する

という問題は、規則で減額だかと、使わなかったからお金は要りませんよということまでやるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

あと一つ、最後になりますけれども、第12条であります、括弧書きの中に附属する施設を含むということがうたってあるわけですが、この附属する施設とは何を指しているのか。この間落成式に行ったときに、どうもそういった部分がちょっとわからなかったものから、この附属する施設についてご説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず第1点の使用の許可でございます。使用の許可は山あげ作業に携わる場合は4月から7月の間、これは優先的に使用を認めるという方針でございます。なぜそうするかと申しますと、山あげ祭実行委員会あるいは小委員会の中でぜひそういうふうな利用をさせてもらいたいということでございますので、そんなふうにする考えであります。申請は1本でよろしいと思います。そのほかの方が利用する場合は、その都度その都度申請をしていただくということになります。

使用料の1日でございますが、1日の考え方は、例えば1時間当たり2,000円となっておりますが、午後まであるいは夕方までだと思いますが、おおむね8時間になった場合には1日というふうに考えております。したがって、1日1時間2,000円で8時間になった場合には1日です。夜の10時までですので、朝から10時まで利用する場合があるかと思いますが、それは1日というふうに考えております。

納入の仕方でございますが、規則上は利用するおおむね10日前までに商工観光課のほうへ使用料を納入していただく予定になっております。さらにまた利用者の利便を考えれば、申請が終わりまして納入は観光協会でも取り扱えるかどうか、それは検討させていただきたいと思いますが、基本的には商工観光課というふうに考えております。

第10条の2項、3項でございますが、第2項は、特に市長が必要なときに減額または免除するというところでございまして、これは一般的なものになっておりますが、この山あげ烏章館につきましては、営利を目的とする方だけに使用料を納めていただく予定になっておりますので、この項目を該当するのはほとんどないと思います。例えば利用が始まって地震が起きたとか、災害が起きたとか、そういう中ですぐにも中止しなければならない。あるいは大雪が降ったとかそういう場合しか今回考えられないのかなと思いますので、ほとんど出てこない、該当はないというふうに考えております。

第3項は納入したものを還付するというところでございまして、これは施設の管理上特に必要がありまして、市長が何かの理由で許可を取り消した場合、それから使用者なんかの責任にお

いていろいろな問題が発生した場合、施設を破損したり、あるいは壊したりするようなおそれがあった場合、それから使用のおおむね7日前までに次の方に変更申請をした場合、前の方はもう既に納めていれば還付する。そんなものが還付の要件かなと思います。

第12条の附属品については、ごらんとおりほとんど、がらんでございますので、附属品はほとんどありませんが、あそこに付帯している施設について何かそういうことがあれば、賠償の責任を負うということでございますので、ご理解いただきたい。

以上でございます。

○26番（斎藤文男君） 了解。

○議長（青木一夫君） 15番水上正治君。

○15番（水上正治君） 私も3点ほど質問したいと思います。

まず、法令そのものなのですが、第1条、第2条に山あげ烏章館というふうな呼び名をしているんですが、でき得るならば、せっかく合併したんだし、地域のイメージアップということで、第1条は山あげ烏章館でいいんですが、第2条ですね、烏山の山あげ行事というのではなく、那須烏山のというふうにならざるを得ないかなというふうに思うんですが、それが第2条で2カ所ありますよね、1行と2行、それが1点。

それから、管理、第3条です。先ほども滝田議員の質問で管理委託の話がありました。外部に委託する予定があるならば、第3項を起こしまして、ここで公共的な団体に管理委託できるという項目を起こしておくべきではないかなというふうに思います。それが2点。

それと最後に、別表で備考の欄、営利を目的としている使用料の場合は2を掛けるということですが、これを第1項にしまして、使用時間は準備とか原状回復に要する時間を含むと、ほかの条例でもありますから、その準備とか営業活動を言ったほうが私はいいと思うんですが、その3点お伺いします。

○議長（青木一夫君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 第1点目の山あげ烏章館でございますが、山あげ烏章館の名称につきましては、これは寄附者との協議の上決めさせていただいたものでございますので、山あげ烏章館ということでご了解をいただきたいと思います。

那須烏山市を第2条の頭に入れたほうがよろしいということでございますが、これは合併して那須烏山市になったわけでございますが、烏山の山あげ行事ということで烏山にさせていただきましたので、この点につきましてもご了解をいただきたいと思います。

管理の面でございますが、第3項に外部に委託して管理をするということで入れてはどうかということでございますが、条例の中身についてですので総務部長のほうから答えますので、よろしく申し上げます。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 管理委託関係の条文の作成関係でご指摘があったわけですが、一般の場合については今議員からご指摘があったとおりに大体つくってあると思います。今回の施設の管理につきましては、管理だけの問題でございまして、これについてはすべて委託をするということでございませぬので、運営上かぎの委託をするということでお答えをしたものだというふうに思っております。

先ほど市長のほうから、施設の管理関係につきましては管理者制度を踏まえて平成18年の9月2日までには条例を施行しなければならないというふうになっております。今回あらゆる施設関係等については、まだ見直しができるおりませぬので、これからすべての施設を見直しをしながら、個々の条文については実態に合った条文として今後作成をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3番目の点につきましては、準備関係の時間だと思っておりますけれども、これらについては準備から時間に含まれるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 15番水上正治君。

○15番（水上正治君） 今、答弁を聞いていると、何か後できちっとするからどうでもいいやというような、そんなふう聞こえるんですけども、しかし、せっかくだから後でつくらないようにするのも私は基本原則だと思うんです。山あげ烏章館については別に那須烏山というふうな名称を使えということではなくて、第2条でやはり烏山というふうにごたわらず、もう少し広げたらどうかということをお願いしているの、実際に今までは烏山の山あげということでしたけれども、やはり栃木県東部を代表する、いや日本を代表するような山あげ祭だからこそ、そういうことも入れたほうがいいのかというふうな思いで質問いたしました。

それと、幾らかぎだけとはいえ、それではちょっと役所がやる仕事ではないのではないかなというふうに思っています。やはりそれを人に任せるのであるならば、きちんとした明確な位置づけをすべきだと思いますし、その別表についてもきちんと明確にしておくのが本来ではないかなというふうに思っていますので、再度答弁をお願いいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 山あげ烏章館でございませぬけれども、このことは旧烏山町からの継承事業でございまして、そのような経過を踏まえておりますこともご理解いただきたいと思っております。2,500万円という多額のご寄附を新井章一氏からいただいたその趣旨というものを踏まえますと、やはり450年の歴史、伝統のある烏山の山あげ祭の保存を中心とした準備作業の場をつくるんだというようなことで、旧烏山町はこのようなことで決定をいたしております。

すから、そのようなことを新市も引き継いだということでございますから、そのようなことをご理解をいただきまして、当然新市那須烏山市になったという事実はございますが、伝統のあるこの名称につきましては烏山の山あげ烏章館というようなことになっておりますので、いずれにいたしましても、そのようなことをご寄附をいただいた寄附者の趣旨をぜひご理解をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 管理関係については原則論としては第3条に市長が行うということで明示をしております。先ほどかぎということでお話ししたわけですが、当然管理の一部に入るということも事実ですが、主体的には市長みずからが市みずからが管理を行うというのが、この施設の現時点では原則管理でございます。

先ほど指定管理者というふうにお話をしうやむやという話になったのかなというふうに思いますけれども、指定管理者制度関係については、今那須烏山市であらゆる施設があります。これについては今、指定管理者制度等をとってございませぬので、今後総体的に施設を見直しをして、指定管理者制度にするのか。直接市が管理をするのか。これらについては6月議会で統一した見解で施設を見直しをし、条例の改正が必要なものについては6月の議会で条例の改正を提出したいということで、現在内部で検討を進めております。なるべく早く指定管理者制度等の導入を取り入れていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 15番水上正治君。

○15番（水上正治君） 平行な議論をやっても仕方がないんですが、ただ、先ほど市長の冒頭のあいさつでもあったように、行財政改革が大事だということで、ある程度民間も含めたそういう方向的なものはしていかななくてはならないということだから、今回も今がどうこうというのではなくて、将来的な展望を含めてそういうふうに入れておいたらどうかということでありますが、そういうことであるなら、私はこれで了解とします。

以上です。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） まとめとして質疑を行いたいと思っております。

まず、年間の山あげ烏章館における維持管理費の見込み額を伺いたいと思っております。

それとセキュリティー、警備保障等に委託をするのかどうか。そしてまた事務室が併設されているようですが、そこに管理担当者が常駐するのかどうか。この3点についてお聞きします。

○議長（青木一夫君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君）　　まず年間の維持管理費でございますが、これはかかりますのは、水が出るようになっておりますので水道料金、ガスがお茶を飲む程度使えることとなります。電気料とこれから設置を予定しております冷暖房でございます。おおむね事務的には利用の仕方によって相当変わってくるんですが、月6万円、年間72万円ぐらいに算定をしているわけでございます。

セキュリティでございますが、さほど委託しなければならないものがございませんので、おおむね職員が気を配って使ってまいりたいというふうに考えております。

事務室は常駐を考えておりません。必要なときに事務がとれるような形で事務室をつくっているということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○30番（高田悦男君）　　了解。

○議長（青木一夫君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君）　　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君）　　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君）　　異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩　午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第5 議案第2号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部  
改正について

○議長（青木一夫君） 日程第5 議案第2号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第2号

那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第2号 那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市熊田診療所につきましては、地域住民の福祉の向上、特に保健医療分野の充実を担う施設といたしまして、旧南那須町におきまして平成17年7月8日に議会の議決を経て工事請負契約を締結いたしまして、工期を平成18年1月27日までとして順調に工事が進んでおります。施設の建設にあたりましては、地元自治会を初め隣接地権者の皆様のご理解、ご協力によりまして市所有地のさらなる有効活用を図ることといたしまして、現施設に近接いたし

ます土地への移転新築を行っております。

これによりまして、那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例における診療所の位置についての改正を行うものでございます。詳細につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 次に補足説明を求めます。

市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正 正俊君） 補足説明を申し上げます。

熊田診療所は1964年、昭和39年6月1日、当該地域の医療施設として開設をしまして41年6カ月を経過しました。建物の老朽化が進んだところから、今年度市所有地への移転、新築整備を進めてきましたが、工事も順調に進み、11月29日の中間検査では全体でおおむね70%超の出来高となっております。また、診療所医師住宅においては、年内におおむね完了見通しとなりました。

このため3月定例議会開会前までには完成オープンの見通しがつきましたところから、今回熊田695番地から熊田555番地に位置の変更をお願いするものであります。また、施行日は附則におきまして規則で定めることとしておりますが、おおむねの見通しがついたところから、それらを見据えまして公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において規則で定める日とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑はありませんか。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第6 議案第3号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正について

○議長（青木一夫君） 日程第6 議案第3号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第3号

那須烏山市立学校設置条例の一部改正について

那須烏山市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第3号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

市立学校の児童・生徒の教育を受ける機会の均等を図るため、烏山地区において進めてまいりました公立学校の統合計画に基づきまして、平成18年3月31日付をもちまして、境中学

校を廃止をし、同年4月1日付で同校を烏山中学校に統合するため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育次長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 次に、補足説明を求めます。

教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 命によりまして、那須烏山市立学校設置条例関係の一部改正について詳細ご説明を申し上げたいと思います。

旧烏山地区におきます公立学校の統合問題でございますが、烏山地区の市議会議員の皆様にはご理解をされているというところではございますが、旧南那須地区市議会議員の皆様にはご不明の点があるかというふうに思いますので、経過を含めましてご提案をいたすものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

少子高齢化の進展に伴いまして、児童・生徒の減少は顕著でございます。学校によりましては教育を受ける機会の均衡が保たれていないというような状況下になっているところでございます。このような状況の中で、旧烏山町におきましては、議会及び住民からなります公立学校のあり方を検討すべきという意見が寄せられまして、平成15年9月、学校問題懇談会の設置がございました。約1年間の議論を経まして平成16年7月、小学校におきましては複式学級を解消し、団体活動の選択肢を広げる。中学校につきましては、複数学級の確保を主眼に学校統合やむを得ない。将来の児童・生徒の動向、地理的条件等を考慮し、中学校は1校、小学校は4校または3校とするという答申を受けたところでございます。

さらに町といたしましては、最終的な方針決定のため行財政合理化審議会に諮問をいたしまして、平成18年4月を基準に5年以内に統合されるよう検討すべきという答申を受けました。現在の中学校3校及び小学校7校を中学校1校、小学校3校という町の方針を平成17年4月に決定をいたしましたところでございます。なお、施設整備等スクールバス等の整備等もございしますので、平成18年度から平成22年度まで順次統合計画を進める計画を策定いたしましたところでございます。

具体的な統合計画の概要でございますが、平成18年度、市長提案の今年度末で境中学校を廃止いたしまして烏山中学校に統合するものでございます。平成19年度野上小学校、向田小学校を廃止いたしまして烏山小学校に統合する。平成20年度境小学校、東小学校を廃止いたしまして境地区小学校として廃校となります境中学校の改修をいたしまして利用するというところでございます。平成21年度につきましては、興野小学校の廃校をいたしまして七合小学校に統合。平成22年度に七合中学校の廃校をいたしまして烏山中学校に統合ということで、先

ほど申しあげました中学校1校、小学校3校といたします統合計画を樹立いたしましたところでございます。

町の方針に基づきまして、ことしの5月から8月にかけて、各学校区を単位に説明会の開催等を重ねてまいりました。一部に反対意見等もございましたが、特に本日ご提案をいたしました境中学校の統合につきましては、平成18年の4月ということで期間も短く急であるというようなご意見も出されたところではございますが、6回の説明会を開催しながら、協議の場を設け、要望事項等も参酌をしながら本日のご提案のこととなった次第でございます。

しかしながら、将来の子供たちの目線で教育のあり方というのを考えまして、やむを得ないという意見も多く出たものですから、全体的に見ておおむね旧烏山地区におきます統合計画は理解が得られたという判断をいたしまして、本日、那須烏山市立学校設置条例の一部改正としてご提案をいたすものでございます。

なお、生徒間の交流事業関係につきましては、10月から授業あるいは部活動関係、文化活動関係等につきまして、両中学校の積極的な交流を現在展開しているところでございます。境中学校のPTA等の協議も現在進んでいるというところでございます。なお、この統合問題につきましては、今後とも烏山地区といたしましては継続をするわけでございます。地域との話し合い等を行いながら、円滑な統合計画が推進されるように努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で、議案第3号につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（青木一夫君） 以上で市長の提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。

25番菊池俊夫君。

○25番（菊池俊夫君） 今回烏山中学校に統合する境中学校については、学校規模と申しますか、学級数とか生徒数はいかような状況なのか。また、スクールバスを運行するというふうに聞いておりますけれども、その運行計画、利用の状況、そのことについてお伺いいたします。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 学校統合されます境中学校の児童・生徒数でございますが、平成18年度につきましては82名、各学年とも1学級ということでございます。

次に、スクールバスの関係でございますが、平成17年度の本予算でスクールバスの2台購入をご決議をいただきまして、平成18年4月からの運行に寄与したいということで考えているところでございます。

境中学校等につきましては市営バスが2台通っております、下境小原沢地区、大木須、小木須地区ということで2台の市営バスが通っております。そちらのほうにつきましては、登校につきましては市営バスを利用いたしましょうということで、大木須、小木須地区、横枕地区の中学生につきましては登校につきましては循環バスを利用しましょう。下境の小原沢地区でございますが、そちらのほうも市営バスが通っておりますので、登校については市営バスを利用させていただきます。市営バス関係につきましては、中学校まで運行経路の延長ということで現在市営バスの運行会社等と総務課のほうの交通の係との間で、運行が延長になるということで調整をさせていただいております。

スクールバスの2台の関係でございますが、部活動の関係等もございますので、先ほど申し上げました大木須、小木須、横枕等に1台、小原沢地区等に1台ということでの運行を計画をしながら、児童の安全な通学をそういう形で現在考えているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 25番菊池俊夫君。

○25番（菊池俊夫君） 了解いたしました。自転車で通学する生徒は何人かいるのか。今非常に交通問題が厄介な世の中ですので、そのことをちょっとお伺いして質問を終わります。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 自転車通学が上境と下境地区に出てくるわけございまして、これらにつきましては50名を予定しております。それらにつきましては、統合年度に限り自転車購入の助成3万円を予定をいたしているということで、予算措置をさせていただきました。

以上です。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） ただいま上程中の境中学校と烏山中学校の統合問題でございますが、先ほど教育次長から説明がありましたのでおおむねわかっているつもりでございますが、今現在、境地区でいきますと一部の父兄はまだ不満を感じているんですね。要するに合併の納得がいかないうちに統廃合する。要するに烏山中学校に行けと、早く言えばそういう話があるようであります。ですから、そういう中で4月から統廃合していくのはいいんですが、そういう中で父兄同士が賛成、反対で一部不協和音が出ている。子供さんもそういう部分があるわけですね。そういう中で、統廃合するのだからそれはいいとしまして、教育長にお伺いしたいんですが、統合した後に、そういう父兄並び生徒の心のケアというものについてはどういう形で地域をうまくまとめていくのか。そこをまず1点お伺いします。

それと、3万円の自転車を買うための補助金を出しますよという話なんです、一部にトレーニングパンツを買えますよとかいう話もいろいろあるようであります。現実にごどこからどこまでどのような条件を出したのか、そこのところをお伺いをするものであります。

○議長（青木一夫君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 滝田議員からのご質問でございます。境中学校を烏山中学校へ統合する。この件については議員ご案内のとおり平成15年から学校問題懇談会、そして行財政審議特別委員会等々の協議を経まして、町の方針として先ほど次長が述べたとおりでございます。

その間、境中学校の保護者、地域の方々、それから生徒を含めて私どもの考え方をご説明してまいりました。確かに議員おっしゃるとおり、中にはどうしても地域が長い間営々として育て上げた境中学校をどうしてもなくしたくないという熱い思いもございます。そのことも十分承知しております。

しかしながら、私どもは82名の子供たち、単純に3で割ると1学級30名を下る。そのうち男子、女子は半分だということになりますと、他の市町村の中学校の規模、学習指導、あるいは子供たちが楽しみにしている部活動等々、そして将来社会に出たときの大きな社会の集団の中であって、小学校から単一のクラスで生活をしていく。そのところに果たして私どもあるいは保護者が望む教育環境としてベストかどうかというところに私どもは照準を当てたわけでございます。

子供たちの将来の夢、そして将来の希望を実現するには、多少の不便は私どもも覚悟の上で子供たちをお願いを、そして保護者に理解を求めたわけでございます。これから4月1日以降、今続けております生徒間交流、そして4月になると子供たちは多少の不安の中で多くの子供たちと学習を競い合い、そして楽しい部活動の中で一部不安もあった子供たちが私は確実によかったと、不安はあってもよかったという気持ちになっていただけないかと思っております。

子供たちが満足するあるいは理解をすれば、保護者はきっと理解してくれると私は思っておりますし、そのことを子供そして保護者、PTAの方々にご理解を求めてまいりたいと思っております。不足のときには子供たちと膝を交えて再度話し合ってもらいたいと思っておりますので、どうぞ議員の皆様方もご支援いただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 教育次長。

○教育次長（堀江一慰君） 統合に関します要望等のお話でございます。先ほど菊池議員の質問で自転車等の点につきましてはご理解いただけたというふうに思いますが、そのほか現在

の境中学校の1年生、2年生は全体で59名いるわけですが、それらにしまして平成17年度の予算措置を過日の臨時議会等でご提案をいたしました。消耗品と被服費関係、議員ご指摘のジャージ関係、トレパン、半袖トレーナー、トレシャツ等と上履き関係では体育館と普通の教室用ということ、それと名札関係も含めて学習の教材関係、現在の烏山中学校と境中学校の教材は違うということで、それらについても予算措置等はさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、被服費関係につきましては、境地区の衣料品店等で境地区の学生に買っていただくというようなことで要望も出ておりますので、現在それらを学校を通じまして、どこで購入して大きさがどのぐらいなのかなということでの調査を現在やっているというふうにご理解をいただきたいと思っております。消耗品関係で約210万円ほど予算措置をしてございます。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 今、教育長から話があったのは、ご説ごもっともだと思っております。それは子供のことを考えれば当然のことだと思っておりますし、そのようにすべきだと思っておりますけれども、やっぱり感情というのがあるわけですから、その準備期間または根回しというものが余りうまくいかなかったのかなと思っております。4月からは統合することが決まっているわけですから、どうぞそういう中では、先ほど言われました子供さんがよければ親も必ずいいという信念を持っているようですから、そのようなところをよく地域で話し合ったり、子供とよく話をしてもらって、よりよい環境をつくっていただきますようお願いをするところであります。また、それについての教育長のご所見を賜りたいと思っております。

今、次長からトレパン云々というのがありました。それも今年度限りということなんです。現実にはそういうふうに行くのでしょうか。ということは、次の合併するときには前例があるわけですから、そのようなことが起きないかどうか、そこら辺も心配している一人であります。ぜひともそれについてお考えをいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 滝田議員から保護者等から統合再編についての不満があるというご指摘をいただきまして、それは一部の皆さんから私に1週間ほど前にこのことについても要望等がありましたので、私がお答えをさせていただきますが、確かにそのような不満も私は感じております。これはその原因というのはどういうことかということ、そちらの不満の原因は話し合いがちょっと足りないんじゃないですかという不満でございました。冒頭のごあいさつでも申し上げました子供たちの通学路の安全確保でございます。その2点についての要望がござい

ましたので、このことについては私はこの要望等を受け入れるべくそのような指示をしたところでございます。

また、さらに今後の話し合いにつきましても、私が現地に参りまして統合についての反対という要望ではございません。子供たちの安全、安心な確保のためのそういった話し合いがまだ足りないというようなことでございましたので、そのような会合を開きますように教育長、次長に指示をしたところでございますので、私が住民の皆さんとのそのような会合を開きます。そのようなことで、安心を持っていただく会合を開きますのでこれはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） ご指摘の新たに例えば大木須地区から烏山中学校に上がるというような感じになるわけですから、そういう方につきましては境中学校のジャージを当然買うわけでございますので、統合年度に限りということでご説明をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 議案第3号ですけれども、那須烏山市の市立学校の設置条例の一部改正、これは旧烏山町の公立学校統合計画に基づき境中学校を平成18年3月31日に廃止して烏山中学校に編入するという内容でございます。先ほど同僚議員の質問に対して教育長は、境中学校をなくしたくないというような保護者の気持ちもあるかもしれないけれども、教育の機会均等あるいは公平な教育をするために統合が必要なので、必ずわかってもらえるという話をされましたが、少子化というのは急に始まったわけではないので、統合についての必要性は教育長が言うまでもなく反対されている保護者の皆さんも全員わかっているんですよ。それは6回の説明会の中でも何度も言ったでしょう。

そうじゃなくて、この統合というのは行政の都合で本当ならば去年の9月から説明会をしてほしかった。そうすれば半年間かけて統合に向けてのいろいろなコンセンサスを得られて、そして平成17年度の4月からは統合に向けてのいろいろな準備ができた。それを半年間おくらせて、ことしの5月に発表して、5月から説明会をやったために、これが8月いっぱいまでいろいろともめたわけですよ。その認識が全く欠落していますね。そのことを申し上げたい。

それと、その6回の住民説明会に私も参加をいたしました。そういう中でいろいろ地域住民からのいろいろな不安や要望が出されました。そういう中で、先ほど教育次長のほうから滝見谷循環線や国見わらび荘線の路線バスを利用するということの説明があり、それをさらに学校

まで延長するというような説明があったんです。しかし、それは第5回、第6回の説明書の中にも明らかなように、登校時だけじゃなくて下校時の授業終了時間後は上記と同様に路線バスをそれぞれ1本活用し、部活動終了後にはスクールバスを運行するとなっているんです。

先ほどの説明では、下校時は路線バスは欠落しているんですが、これは地域住民との話し合いの大きなほごになりますから、そのことについてはどのような考えなのか見解を承りたいというふうに思います。

さらに、自転車通学は6キロ以内ということなんですが、6キロ以内というのはどこで線引きをしたのか。また決まっているのか決まっていないのか、その辺について学校から6キロ以内の生徒は自転車通学という基準だったと私は記憶しているんですが、それはどの辺で切ったのか。明確にしていきたい。

以上です。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 通学路の安全確保につきましては私のほうからお答えをさせていただきますが、まさに今、日本じゅうがそのような通学路の安全確保、子供たちの安全確保が脅かされているわけございまして、これは市を挙げてその確保に努めてまいりたい。これはいろいろな要件がございます。道路事情もございまして、そして、スクールバスオンリーがすべて安全確保につながるものでもないと思っております。

また、子供たちの自転車通学も体力的にも大変有為であると思っておりますので、そのようなことも総合的に勘案いたしまして、今までの経過、そういった安全確保のための今までのこともすべて私は検証するつもりでおりますから、ですから、平塚議員のご質問のところもぜひ検証させていただきたいと思っておりますので、そして皆様方あるいは保護者の皆様、そして関係者の皆様方に納得のいく形での安全な通学路を確保したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 35番議員のスクールバスの関係でございますが、私の勘違いでしたら大変失礼なんですけれども、下校につきましても部活をやる子供につきましてはスクールバスを利用していただきまして、普通に帰ると言っては語弊がございますが、そういう子供につきましては市営バスを利用させていただくということで、運行路の延長をお願いをしているというのが実態でございます。

それと6キロの関係なんですが、地形的にご存じだと思いますので、上境地区全地区と下境の川辺地区あたりが6キロの上限なんです。川辺地区にバスの女子の生徒がいるようございまして、そういう点につきましては市長の答弁のように対処する部分があるのかなという

ふうには思いますが、それらについては個別的なことも含めて対処する必要があるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 平塚議員、境中学校の学校統合については大変なご尽力をいただきました。また、先ほど申し上げましたとおり、地域の方々の学校に対する熱い思いというのも私も十分感じてまいりました。しかしながら、先ほどお話ししたとおりの趣旨で、やむなく学校統合をせざるを得ないということもご理解いただいていると思います。

学校問題懇談会を9月に立ち上げ、その後町へご説明申し上げました。町の判断がご案内のとおり遅れましたので、私どももその町の姿勢を待って即対応したつもりでございしますが、議員のおっしゃるとおり大変遅れてしまったことを折々におわびを申し上げますが、どうぞご理解ください。子供たちが元気よく楽しく、そして統合してよかったと言われるような学習環境をこれからも精いっぱい作る覚悟でございしますので、ご理解賜るようお願いいたします。

以上です。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 先ほどの下校時の路線バスの問題ですけれども、保護者関係の最近の関係者のほうの説明では、帰りは駅まで降りて、そこから路線バスに乗ってもらうみたいな話をしたと言うんですよ。これでは教育長も参加されている6回の説明会の説明の内容とは大きく変わってしまいますので、今、教育次長が言われましたように下校時も1本だけは延長して学校まで来ていただくということで、その理解でよろしいんですね。そのことを確認したいというのが1つ。

もう一つは、学校統合関係についていろいろともう既に準備が始まっているんですよ。そういう中で、当然私ども境地区におきましては戦後60年あそこで中学校教育が行われて、地域の教育、文化、スポーツの拠点として大きな役割を果たしてきたわけです。それについても説明会の中ではきちんと閉校式をとり行いたい。それに向けての費用についてもこれは行政の都合で統合を地域に迫っているわけですから、行政のほうでも応分の補助をすべきだということで話し合いがされたというふうに思っているんですが、何か保護者に対する関係者の説明では、閉校式は質素に簡略で行うと一方的にそういうふうに申しわたされたと言うんですよ。これは余りにもいかななものですかね。地域住民の思いとか願いを逆なでするようなことになりはしませんか。そういう点で、私としては非常に問題だというふうに受けとめておりますが、この点についてもご説明をいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 下校時の路線バスの関係ですが、議員のご指摘のようなことで調整をしているというふうにご理解をいただきたいと思います。

なお、閉校式の関係でございますが、過日統合の準備委員会という仮称の組織ではございますが、そういうものが立ち上がりました。そういう中で閉校式のあり方等も検討されておりました、議員ご案内のとおり境地区には同窓会という組織がございます。そちらのほうもなくなるというようなこととなりますので、そちらの費用等も全部使用していただきたいというような意思もございましたので、そういうものも含めて学校が中心になるわけでございますが、その中で予算措置等も含めてさせていただいたところでございますが、本市の予算のほうには中学校の歩みといえますか、そういうものでの印刷物等を作成する費用ということで10万円ほどの予算措置はされているというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木一夫君） 31番小森幸雄君。

○31番（小森幸雄君） ただいま上程中の市立中学校の設置の条例の一部改正でございますが、3名の方から細かい質問があったわけでありまして。そこで私は1点だけ、後のためと言いますか取り越し苦労になるかと思いますが、最終年度、統合計画の年次計画にありますように七合中学校が最終的には烏山中学校へ統合される予定でございます。そのときに私がここにいればいいんですが、そのときにいないかもしれませんので、ここで後のためにお聞かせいただきたいんですが。

教育次長の説明の中で、この条例改正はもちろんされます。そうすると、七合中学校が統合されるときにはやはり同じような条例の改正があるはずですね。そうしますと、これが基本になってくると思います。前例になるわけでありまして、そこで統合年次に限りいろいろな補助制度を設けた。要望も聞いた、いろいろな条件も聞かせてもらったということで、境中学校が平成18年度から烏山中学校に統合される条例の改正をしているわけですから、そのときに七合中学校が平成22年に烏山中学校に行くときに、先ほど教育次長が説明したとおり、統合年次に限り補助がありますよということでありまして、当然6キロ以上の自転車通学には3万円の補助金も七合中学校にいただけるんでしょうね。まず、これをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 烏山地区の統合計画につきましては、今ご提案をいたしております境中学校につきましては平成18年度という緊急な内容での統合計画を、当時は全町にお示しをしたところでございますが、各地区の中学校区、小学校区も含めて統合の年度的なもの

はご理解をされているというふうに思いますので、来年度は統合になってそちらの学校へ行くということになれば、おのずと蓄えとかそういう自分のほうで措置させていただけるのかなというふうには思っているところでございますので、これから平成18年度におきましても統合に関する説明会等もすることになろうかなというふうに思いますので、それぞれの地区におきます対応関係も含めて南那須町での統合等の実態等もありますので、ほかの学校等との調整も出てくると思っておりますので、当初に示しました烏山地区におきます統合計画のとおりに行くことになれば、議員ご指摘のように自分たちが平成22年度に烏山中学校に行くということになれば、それぞれ蓄えていただきまして自転車購入という形になろうかなというふうに私は現在思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 31番小森幸雄君。

○31番（小森幸雄君） 先ほど滝田議員のほうからこの後でこういう問題が出るというような質問もあったんですよね。今の答弁だと、蓄えておけということは出すのか出さないのかと聞いているんですが、出ないんですか。それとも今回の事例である程度考えて、3万円まではいかないが1万5,000円は出すとか、そういう含みがある答弁なんではないでしょうかお答えをいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 今のところそういったものは考えていないというふうにご理解いただきたい。当然諸条件いろいろ今後出てくるのは事実だと私は思っています。全部が全部このような形になりますと、いろいろな合併の弊害とか統合の弊害とか出てくると思いますので、それらの相談をかけながら対処していきたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（青木一夫君） 31番小森幸雄君。

○31番（小森幸雄君） 次長の2回目の答弁ではっきりわかりましたが、しかし、やはり前例というのが必ず出てくるわけですよね。そういう中で、これから最終年度、この年度計画に基づいて統合するわけでありますから、スムーズな統合ができるような体制づくりと申しますか、そういうことで市長何か考え方がございますれば最後にお聞かせをいただいて、私の質疑といたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、七合中学校地元の小森議員からのご質問でございますが、平成22年、これは私も同様その任にあることはわかりませんので、その状況は明確に申し上げます。

れませんが、これは政策的なこともございますので、教育次長さんではなかなかご回答は難しいと思います。ただ、現時点で言えますことは、この境中学校の合併が成立をいたしました。したがって、この事実というあるいは今までの経過、そういったところは当然引き継がれることとなります。これは来年平成18年度統合する学校が前例となりまして引き継ぐこととなります。

しかし、各小学校、中学校ともその親の事情なり、あるいはその自転車の補助金のことで言及されておりますけれども、それではなくて別な補助でお願いをしたいとかいろいろな、その学校あるいはその地域によって要望事項が異なってくるのかなというふうに思います。したがって、こういった前例のある事実は事実として踏まえながら、やはりこれらを継承されることとなりますので、今の境中学校の前例も参考にしながら、その場で随時対応するということになろうと思いますので、ぜひご理解いただきたい。原則はやはりそのような考え方だろうと思います。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 18番郡司昭三君。

○18番（郡司昭三君） もう大体終わるんですが、私は2点ほど質問をしたいと思っております。

1つ目は、今盛んに皆さんが合併による学校の統廃合というのが出されております。私はこの合併についての学校の統廃合の問題で、やはり一番心配をする、あるいは子供たちがいかにして伸び伸びとしてやさしい、そして活力のある学力の低下を来さない立派な子供に成長していくというのが一番の望みでございます。そうした場合に、統廃合によつての教職員の配置が非常に重要な問題になってくるわけでありまして。これについては、教育長はもう既に細かい検討に入っているというふうに考えますが、その配置転換についての見通しについて、今後子供が今言いましたように伸び伸びとして、烏山の伝統ある子供に成長していただきたい。この考え方についてあわせて質問をしたいと思っております。

それからもう一つは市長に聞くわけなんです、統合をされた後、施設をどのようにこれから活用するか。例えばこれからたくさん出てくるわけでございますが、その施設につきましてはこれは地域の涙の出るようなことで統合をやったわけでございますから、その後につきましては地域市民そしてこれから大事な地域のあるいは生涯学習とか生きがいとかいろいろとあるわけですが、そういう施設をどのように活用されて、どのように運用されていくか、これを市長にお伺いしたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えを申し上げます。この廃校跡の利活用は大変重要な施策であろうと思っております。これから予定されております廃止学校につきましては、まだまだ新し

くすばらしい施設でございます。これを利活用するという事は大きなまちおこしにかかわってくることでございますので、私は1分野に限らず、1分野と言いますのは教育あるいは福祉あるいはその地域おこしあるいは農政、そういった1分野に限らず多目的な利用を進めていきたいと思っております。

このことは地域の皆様方の住民交流センターを核といたしまして、この交流人口あるいは都市と農村の交流事業あるいはまちおこし、そういった拠点として活用してまいりたいと思っております。これがこれからの少子高齢化社会の中での利活用の最たるすばらしい活用の仕方であろうと思っております。なお、このことについては私は地域住民の皆様方が主体となりました利活用のことを考えておまして、いわば利活用のことについての委員会というようなものを民主導で立ち上げたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 郡司議員のご質問にお答えいたします。教職員の配置についてご心配いただきました。本当にありがとうございます。境中学校との学校統合の折の保護者、地域の方々、生徒の不安あるいは先生となじんで離れたくない。あるいは学級編成についてこういうお願いをしたいという要望等がございました。その要望にかなえられるように、例えば中学3年生は最後の学年でございますので、境中学校当時の学級組織でお願いしたいというご要望もございましたので、学級編成についてはそのようにしたいと思っております。

また、教員の配置については現在3学級でございますので、校長、教頭、教務主任は合計で9人になります。烏山中学校へ統合いたしますと3学級ふえることになります。単純に3人の先生を吸収できるわけですが、6人の先生が吸収できないということになります。しかしながら、統合のときの条件がございましたので、境中学校の学担等については最大の配慮をしてみたいと思います。ただ、校長、教頭、教務については役職でございますので2つの学校でダブルしますので、1つの学校には校長先生2人、教頭先生2人というわけにはいきませんので、そのところは勤務年数とかあるいは経験とかあるいは実績等々を勘案いたしまして、烏山中学校の統合に際して境中学校の生徒が安心して学習できるような教員組織にしてみたいと思っております。

しかし、その6人をどうするんだということになりますと、これは県教委と相談をして現在進めておりますが、退職する先生方、定年ですね。あるいは普通退職、あるいは勸奨、後進に道を譲る等の調整をいたしまして、それでもなおこの考えから過員が出たときには、他管の先生がここに約60名南那須町4町で入っております。この方たちが3年を経過して戻りたいという方たちを送り出して、そしてそのところへ調整する。なお、それで不足の場合には新採用を求めて調整する。したがって、境中学校の先生方はこの管内に奉職するということを

お約束いたしましてお答えするものであります。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 18番郡司昭三君。

○18番（郡司昭三君） 今、市長の答弁にもありましたように、その統合された後の施設につきましては地域あるいは市民のいろいろな憩いの場所、あるいは生涯学習等の関係で最大限に活用するというのでございますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思っております。なお、教育長につきましては今先生の教職員の配置転換につきましては、それぞれのいろいろな立場あるいはその先生の持った能力あるいは力量、手腕というものを勘案しながらうまく配置転換を考えていきたいというようなことでございますので、これはもう大変な仕事になるかと思うんですが、ひとつ大きな世論のことも考えまして体しつつ子供の成長のために真剣になって取り組んでいただきたいというのを要望しておきたいと思っております。よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（青木一夫君） 答弁はよろしいですか。

○18番（郡司昭三君） いいです。

○議長（青木一夫君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私も何点か質問しようと思っておりましたが、もう既に先輩の議員が質問いたしましたので、1点児童・生徒の安全対策について要望を申し上げたいと思えます。

旧南那須町では子供110番の家として指定をしていた家にはステッカーが張ってあります。烏山では駆け込み110番としているのかもしれませんが、指定してから相当年月が経過をしておりますので、現在では空き家にもかかわらずステッカーが貼ってあるというようなところがありますので、ぜひこの際父兄を交えた中で見直しをされますよう希望いたします。

以上です。

○議長（青木一夫君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 中山五男議員のご質問にお答えいたします。まさにご質問のとおりでございます。今、子供たちの安心、安全、そして安寧なる教育環境が私ども大人に脅かされつつありますし、そして大人と子供の心の交流が断絶あるいは大人の不信感等々が誘われているところで大変苦慮しておりますが、子供110番については議員のご質問のとおりでございますので、烏山地区、南那須地区、改めて見直して子供110番に改めて委嘱を申し上げたいと思っておりますので、時間を少々いただければと思います。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（青木一夫君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時09分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番樋山隆四郎君。

○2番（樋山隆四郎君） ただいま上程中の第3号議案について2点ほどお伺いをいたします。

まず第1点は、通学路の安全確保ということで、先ほど市長から現場を見て対応をしたいというふうな答弁がありました。これに対して私は境中学校が烏山中学校へ来るときに通学路は2ルートある。1つは下野大橋から本郷の前を通ってくるルート。それともう一つは舟戸経由のルート。この2本のルートがあるわけですが、この場所にはどちらにも防犯灯はついていないのであります。

防犯灯の問題はどういうことか申しますと、設置するのは市が設置しても、その使用電気料は自治会が払う。烏山町はそういうふうになっているわけでありまして。そうすると、この問題は予算だけでなく自治会との協議も必要になってくるわけでありまして。しかも、もう4月からはこれを設置しなければ子供たちの部活の帰りに暗くなった場合どういうふうにするんだ。

それともう一つは、舟戸ルートにしても、これは白線も引いていないわけでありまして。もう一つ、本郷ルートにしてもこの歩道は車道と違って保守状況が非常に悪くて、自転車で通る場合にこの悪路をどうするのか。舗装のやり直しをしてくれるのか。こういう問題があるわけでありまして。ですから、これはもう既に4月の登校時にはその整備が終わってなければならないわけでありまして。ですから、こういう問題に関して第1点、市長はどういうふうな対処をするおつもりなのか。

2点目は、特に学校の合併あるいは今2町の合併、この合併することによって烏山中学校と境中学校が統合するわけでありまして、この境中学校がなくなることによって、そこに来た一般財源化されている学校1校に対して幾ら、あるいは生徒1人に対して幾ら、クラス1学級に対して幾らというふうな交付税算入がされているわけでありまして。ところが、今度は烏山中学校1校になるわけでありまして。しかし、この合併によって算定がえはしない。あるいは年度算定はしても、10年間に関しては同じ額を交付するというふうには決められているわけでありまして。境中学校の予算をそっくり烏山に統合するのか。あるいはその予算はカットするのか。この問題があるわけでありまして。

それともう一つは、烏山中学校は奨励会という組織で学校運営に関して父兄ではなくて一般の家庭からも協賛金をいただいて、これを資源にして部活動の送迎というものに使っているわ

けであります。しかし、これが統合によって休止という形になるわけであります。そうすると、そこから入ってきた170万円近い金が今度は同じ部活動をやるにしても不足をするわけあります。この不足を来年度の予算の中に当然算入をしてくれるのか。あるいはそれはそういうものを廃止したんだから、この分はカットしますよというふうにするのか。教育費として必要なものを地域住民からいただいたもので運営していたわけありますから、しかしそれが今度はなくなったわけあります。その分不足するわけあります。その不足に対してどういうふうな考えを持っているのか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 樋山議員のご質問にお答えいたします。2つございまして、1つは通学路の安全確保でございます。先ほども若干触れさせていただきましたけれども、正直申し上げましてこの2つのルートがあるということは、大変申しわけございませんがまだ確認をいたしておりません。早急に確認をさせていただきますが、その道路の安全確保は当然のことでございます。昨今の由々しき状況から勘案すれば、今一番やらなければならない事務事業の1つだろうと認識もいたしておりますので、そのようなことから関係者そして地元、当然自治会との連携協調も必要でございます。今議員もご指摘のように、防犯灯等につきましては自治会との話し合いによって協力もいただくものもございまして、これは旧南那須地区と全く同じでございます。そのようなことから、防犯灯の設置なりあるいは道路の舗装、そして狭隘と言われる部分の、あるいは地元から要望のある部分の通学路の道路整備は進めてはまいります。

しかしながら、4月にすべてを管理することは到底満足のいくような状況にはならないと思います。したがって、この計画は今までの経過も踏まえてよく検証しながら、やはり住民の自治会の皆さん、そして関係者ともよく話し合いをしながらあるべく方針を立ててまいります。しかしながら、緊急にできることについては3月までの対応とさせていただきます。補正優先という形でやらせていただきますことをお約束を申し上げます。しかし、今ご指摘のところがすべて完備するというわけにはいきませんので、これはご理解をいただきたいと考えます。

2つ目の合併をしたことによります住民の皆さんからの浄財をいただいている170万円の件でございますが、これは申しわけございませんが初めて今お聞きいたしました。これもどのようなことに充てていたのかは、これからよく検証させていただきますが、私は今後これからの少子化の問題について、この背景にあるものは教育問題だろうと思っておりますことから、合併をして子供たちが幸せに感じる学力の保証なり、あるいは生きる力なり、そういったものに使うというようなことであるならば、やはりこれは私は一般財源下で当然補てんをすべきものだし、この170万円が妥当かどうかはよく今後検討していきたいと考えておりますので、今までのそういった子供たちの、合併をして幸せにつながることでしたら、やはりこれは私は

応分の相当額の予算化をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 最初の質問に関しては早急に対応したい。しかし、私は最低限この問題に関しては防犯灯の設置だけは必要ではないか。予算の許す範囲でできるだけのことをしてほしいというような市長の答弁がありましたが、この問題に関しては特に今、今市市の問題あるいは広島の問題を含めて通学路の問題で皆さんだれもが心配をしていることであるから、これだけは最低やっていただきたいというのが私の考えであります。

次に2点目におきましては、私はもう一つ答弁してほしかったのは、境中学校がなくなったという場合には、地方交付税の中に学校管理まで入ってくるわけです。地方交付税というのはブラックボックスで中をあけてもわかりませんが、しかし学校1校あるいはクラス1つ、生徒何人、これに対してこれだけのものを出すということにはなっているわけでありますから、その境中学校がなくなったわけでありますから、その分が烏山中学校に来るのかどうか。この点も含めてもう一度お尋ねをいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この防犯灯の設置についてはもちろん今はこのようなつるべ落としの夕暮れが4時半ぐらいにはやってまいりますから、やはり喫緊の課題であると思っております。したがって、私の考え方では地元のご協力もいただいて電気料につきましては従来どおり、その地域のご協力をいただきたい。このような考え方が基本的にございますので、そういったことから、そのような箇所づけも含めて自治会と子細に検討して、早急に対応してまいりたいと思っております。これもでき得る限りの万全を期していきたいと思ますので、できればそのようなところで間に合わせるべく努力を傾注します。

それともう一つの算定がえのことでございすけれども、このことにつきましては交付税がどの程度算入をされているのか。ちょっと私も確認をしていないところでございすけれども、このことにつきましては恐らく明確にこれだけ入っているということは、事務局でもちょっと難しいのではないかとこのように思いますが、ただ私は先ほど申し上げましたとおり、今まで境中学校でこのような教育方針のもとでやってきた教材あるいはもろもろの教育の子供たちにかかわる経費、それは補助も含めてのこととございすけれども、そういうことによって教育が落ちるといことは絶対させてはならないと思っておりますから、さらに今の子供たちの教育向上が図れる施策としての財源は大いに付けてまいります。そのことだけは明確にお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 最初の質問に関しましてはできるだけ自治会とも相談をしながら対応をしたいということでもありますから、これは了解をいたしました。

もう一つ、この学校予算の問題であります。今盛んに予算折衝あるいは予算編成の時期でありますから、この中で十分に教育環境が充足されるような予算編成をしたいと。また、そういう予算の配分にしたいというような答弁と理解をいたしました。市長がそれでよろしいというのであれば、私はそういうふうな観点から烏山中学校が境中学校の生徒を受け入れても教育の質が落ちないだけの予算措置をしたいということであれば、私はこれで質問を打ち切りたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今の樋山議員のこのようなご指摘のとおりご理解をいただいてよろしいと思います。

以上です。

○22番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（青木一夫君） 8番平山 進君。

○8番（平山 進君） 私も2点ほど質問したいと思います。

1点は、今話にありましたように通学路の件ですが、今烏山地区はあの山の上に中学校、小学校そして青年の家があります。ところが294号線からの南町から入る道の幅が狭くて整備もされていない。当然先ほど言われたように防犯灯についてもまばらというような感じなんです。先ほどの話ですと、やはりこれから境中学校から50名からの生徒が自転車で通学されるという話です。ますます利用者が多くなる中、道路幅、乗用車がすれ違うのも狭い。当然そこには夜暗くなって中学生が下校していくわけです。そういうふうな道路の整備も必要ではないかなと思いますし、また、先ほどから答弁されているように、できるものであれば早急に解決してやってほしいと思います。

もう1点なんです。平成22年を目標に烏山中学校に統廃合するという烏山地区の計画があると話されておりますが、私も一昨年文教福祉の担当をさせてもらったときに、下江川中学校の教員に話をされたんですが、部活動の部員数が減ってしまうと各大会に出席できなくなってしまうんだ。その辺のところを合併の中で協議されているでしょうかねというような話を言われたんですね。

それで先ほど、平成22年までには七合中学校が烏山中学校という話をされていましたが、距離から言っても中山地区を通過していけば下江川中学校のほうに合流されても決して遠距離にはならない。逆にそういうふうな部活動を初めこれから上程されます給食関係、この辺のところの改革にもつながっていくのではないかなというのは、南那須の場合は4校の給食を

センター1カ所で補っているんです。まだまだあと1校やそこら辺の供給は十分できるというふうな給食センターの所長の話も聞いています。

そういうふうな今あるもの、またこれからつくるものに関して、せっかく合併したわけですから、その烏山地区にあるから烏山中学校に統廃合するんだというのではなくて、このバランスを考えて南那須地区と烏山地区のそういった教育を初めこれから少子化がどんどん進んでいくわけですから、今までの計画の見直しというのは難しいかもしれませんが、1つの地域が一緒になったというものを前提に考えてもらいたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 通学路の問題等につきましては答えが重複することになりますけれども、安全確保には万全を期してでき得るものから解決をしてみたいと思っております。今のご指摘は294号線からの進入路についての安全確保というご提言でございますが、これも実は地域の住民から直接私に要望が届いている件でもございます。また、15日からの一般質問でも通学路についてはご提言をいただいている件でもあります。そのようなことでございますので、このことについては道路整備計画の中での、特に通学路網の整備というような位置づけでもって、私は合併特例債事業といたしまして進捗を早めていきたいと考えておりますので、このことはご理解いただきたいと思っております。

統廃合のことで平成22年度までの旧烏山町の行政合理化委員会の答申が出ておりますが、基本的にそのことを継承いたしておりますことから、その答申については検証しながら尊重してまいります。ただ、これが中山地区が下江川中学校にということもございますが、そのようなことも考えられますが、さらに旧南那須地区での中学校の統合ということも今度は大きく視野に入れていかなければならない時代が恐らく来ると思います。旧烏山は烏山を3校から1校にということであります。私は南那須町も恐らく将来そのような中学校1校ということが当然出なければおかしい話でございまして、そのようなことも勘案をしながら総合的に那須烏山市での学校統合再編のあり方、これはやっぱり検討していくべきだろうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 8番平山 進君。

○8番（平山 進君） 私の考えていたことは、せっかく合併したんだからそういうふうな地域また人口の増減が当然あります。そういったものを長期的に見て考えていくのも必要だと思いますが、じゃあ、10年、20年という話ではなくて、やはり中期的にものを考えていく必要があるのかなと思ひまして述べたわけです。少なくとも、合併したからには烏山地区、南那須地区ということではできるだけ避けてもらって、1つの市なんだというふうな感覚でこれか

ら計画を立てて進めてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのような基本的な理念のもとに進めていきたいと思います。同感であります。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番 舩山栄一君。

○7番（舩山栄一君） 私は質問ではありませんが、一応提言として申し上げます。合併による長距離の通学が盛んになるということで、先ほど議員が申されましたけれども、安全ということが非常に重要な時期になってまいりました。タイムスリップ的な話になりますけれども、これからの女子生徒は半ズボンかスラックス、そういうものをはいて学校に登校するということ。男性はもしかしてズボンが下がるようなズボンをはいているので、これはスカートでも何でもいからそういう姿でもいいというふうなシステムを考えてこれから行動することも1つの安全性の基本であるというふうに私は思っていますので、これからそういうことも古い考え方だという見方ではなくて、これからの安全ということを考えて場合にこれは必要だと思いますのでご提言申し上げます。

以上です。

○議長（青木一夫君） 10番佐藤雄次郎君。

○10番（佐藤雄次郎君） ここで質疑打ち切りの動議を提出いたします。ただいま議題といたしております議案第3号につきましては、旧烏山町におきまして学校問題懇談会におきましての結果を踏まえての提案であったはずでございます。そういうことでありますので、ただいま市長のまた教育長並びに皆さんの提案理由の説明もあり、質問もございました。ここで質疑を打ち切り、終了することを希望します。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

35番 平塚英教君。

〔35番 平塚英教君 登壇〕

○35番（平塚英教君） ただいま提案中の議案第3号 那須烏山市立学校設置条例の一部改正について、これは旧烏山地区の公立学校統合計画に基づき境中学校を平成18年3月31日廃止し、烏山中学校に編入するためのものであります。先ほど提案の説明がされ、また質疑の中でもいろいろ論議されましたが、この統合問題につきましても、地元住民が境中学校をなくしてほしくないということで、エゴでこれに反対しているというような感じの、それに対して教育委員会、市当局は子供たちの教育のために機会均等を図るためにこれを正義の立場で進めているんだというお話でしたが、これはとんでもないことであります。

烏山町立小中学校の統合計画につきましても、先ほどもありましたように一昨年、昨年2年にまたがりまして、烏山町の教育を考える懇談会というのが烏山町の有識者40名によって検討がされました。そして、昨年の7月に答申がまとめられて、中学校1校、小学校は3校から4校と両論併記の結論が出たわけでありまして。それを受けて、昨年の8月に教育委員会が町当局に対して、この答申に基づいて教育委員会の計画を出したわけでありまして。したがって、行政のほうはやろうとすれば、去年の9月の末からは十分教育懇談会の答申に基づく計画を説明できたはずであります。ところが、町当局はこの委員会とは別に行財政合理化審議会という委員会を設置しまして、半年間かけてこの統合計画とは別に中学校1校、小学校3校という別の結論を出すということになって、ことしの5月になってから、これが町の住民に説明されるということで大変混乱を来したわけでありまして。

しかも、5月24日から始まった住民への説明会が6度やられましたけれども、その中では子供たちのためというふうに行政あるいは教育委員会のほうが言っておりますが、地元住民あるいは保護者は統合は反対ではない。しかし、余りにも年度内に中学校を打ち切って、そして来年度から新しい中学校に行く。こういう統合の仕方でもいいのか。こういうところに疑問を持ったためにこの説明会が何度となく行われて、行政に対する不信感が募ったというのが偽らざる事実であります。

しかも、その統合の本当の理由が、町の都合でこの学校統合の計画を決め、さらに町村合併とあわせて南那須の学校に並ぶようなために学校統合を進めるというのが明らかにならぬにもかかわらず、子供たちのため、ひいては保護者のためというふうに転嫁したために、地域住民がこれに対する嫌悪感を持って、この計画に対してこの計画を一時撤回してくれと。そして地域住民の声を尊重してくれということで1,611名の反対署名が集まったということになっているわけでありまして。

行政は子供たちとか地域のためとかいうことではなくて、行政の計画としてこういう統合が必要なんだというふうに真摯にこのことを伝えるべきであったのではないかというふうに思います。そういう中で、これが住民の反対意見が押し切られて現在この計画を進めるということ

でこれが提案されているわけであります。しかし、こういうようなやり方では、教育は百年の計と申します。地域住民の理解を得ない方法で進めるということには将来禍根を残すというふうに私は思いますので、この無理なやり方には反対であります。

さらに、そうは言っても現実には統合計画を町は進めるというふうに私は思いますけれども、それにあたりましては当然通学路の安全確保はもとより、学校内での一人一人の子供たちが健やかに成長できるような対応と施策を講じるように訴えるものであります。そのことを訴えまして私の反対討論とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（青木一夫君） 賛成多数。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 議案第4号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について

○議長（青木一夫君） 日程第7 議案第4号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第4号

那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について

那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第4号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

将来の学校給食施設の統合整備計画等に伴いまして、現在の4カ所の学校給食共同調理場を順次統合を進め、平成18年3月31日をもって向田小学校学校給食共同調理場を閉鎖するための所要の改正でございます。

詳細につきましては教育次長に説明させますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 補足説明を求めます。

教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 命によりまして議案第4号の一部改正の趣旨につきましてご説明申し上げたいと思います。

現在の市学校給食施設につきましては、児童・生徒への食の安全性の確保及び合理化等の観点から旧南那須地区の給食センター及び旧烏山地区の4カ所の共同調理場により学校給食を実施しているところでございます。

ご案内のとおり、旧烏山地区の共同調理場につきましてはいずれの施設も老朽化をしてございます。改善の指導等もされているところでございます。また、学校統合同様行財政合理化審議会等におきましても施設の統合が指摘をされております。職員の削減も含め共同調理場の順次統合を進めることとし、第一弾をもちまして市長提案のとおり、今年度末をもって向田小学校学校給食共同調理場を閉鎖する議案を提出いたすものでございます。

なお、現体制といたしましては、4調理場、職員12名、臨時4名、計16名で給食体制を実施しております。4調理場の合計食数につきましては1,800食ということで、旧烏山地区の小中学校に提供をしているというところでございます。南那須給食センターにつきましては、江川、荒川及び下江川、荒川の中学校4校に1,200食を委託という形で現在給食を行っているところでございます。

第一弾の向田の閉鎖によりまして、平成18年4月から3調理場体制といたすものでございまして、ご提案のとおり烏山小学校共同調理場につきましては烏山小学校、向田小学校、七合

小学校の児童の給食を提供する部門でございまして、750食を想定してございます。なお、職員におきましては4名、臨時1名の5人体制で考えてございます。

次に、烏山中学校の共同調理場でございますが、これにつきましては七合中学校を含めました680食ということで検討をしてございます。同じく職員は4名、臨時1名の5人体制で調理を行うことにいたしているところでございます。

次に、東小学校の調理場でございますが、境小学校、野上小学校、興野小学校の350食、これにつきましては職員2名、臨時1名の3名体制で調理場を運営していくというような考え方でございます。職員数の配置等につきましては現在の職員12名、それを職員10名、臨時4名を臨時3名の計13名の職員数ということで、今回学校事務職員の3名退職等もございませぬ。調理員の中から学校事務職等の配置がえ等も含め、また後年度におきましては一般職等への配置がえ等も含めまして、人事管理におきましては対処していきたいというのが基本的な方針でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（青木一夫君） 以上で、提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これにより質疑に入ります。

27番玉造三好君。

○27番（玉造三好君） ただいま第4号議案の給食センターのことにつきましてご質問させていただきます。

実は私は水質保全協会と申しまして那珂川水系の指導員をやっていたときに、非常に排水の水が悪いというようなことで私が調査しました結果、私の記憶といたしましては給食センターの食事をつくっている中で合併浄化槽が設けられないで垂れ流ししているというような記憶があるんです。ことしも1回調査しましたところまだそのような状態でありまして、この雑排水を川へ直接流されているということは、本当であるならば大変な問題ではないかと思えますけれども、これらについて実際浄化槽が設置されているのかどうかをまず質問したいわけがあります。

このごみにつきましても、油や何かというのは今は家庭の食事をつくる場合でも油が出た場合は取り除くとかしなさいという形の中で指導されていると思えますけれども、私が調査した結果はそのままビニールの袋へ入れて収集運搬業者に頼んで烏山の広域行政処理場で処理していると記憶しておりますが、その件についてもわかる限りのご説明をしていただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） ただいまのご指摘につきましては、私も不勉強で申しわけござ

いません。合併浄化槽の設置状況、雑排水関係の処理につきまして後でという答えでは申しわけございませんが、今のご指摘の件につきましてはつぶさに調査をさせていただきたいということでご答弁させていただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 27番玉造三好君。

○27番（玉造三好君） それでは後で調査してそのことはいいんですけれども、もしこれが本当だとしましたら行政としてはどのような考えを持って今まで、またきょうこの議会で給食センターの問題が出ていないとしたなら、このまま継続してやっているのではないかと思いますよ。1回、2回、私が忠告して、浄化槽を設置してくださいというようなことを、だれに言ったかその人の名前は覚えていませんが、するように何度もお願いをしたわけです。しかし、いまだにこれが本当になされていないということになったら、行政としてどのような責任をとるのでしょうか。ただ、ありましたからこれでいいですというそんな問題ではないですよ、これは。もう少し行政として一般の市民の人たちに言わせれば、下水道も完備したんだから接合しなさい、合併浄化槽も補助を出しますからやりなさいと言っているながら、人数にしたら1,500人ぐらいの食事ができているわけでしょう。それを垂れ流しして何もですよ、それはどのような考えでそういうことをやってきたんだか細かくわかるように説明してください。もしこのようなことができないんだったら、私も徹底してやりますから。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この調理場の雑排水等につきましては、今、次長答弁のように早急に調査をさせていただきたいと思います。違法性があるというようなことであれば、しかるべき対処を即刻とりますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木一夫君） 27番玉造三好君。

○27番（玉造三好君） それではよく調査しまして、実際油はどのような処理をしていたか。その辺に捨てたのかあるいは何をしたのか、納得のいくような説明をしてください。よろしくをお願いします。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 市長お答えのとおり十二分に調査をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 議案第4号について質問いたします。学校給食の施設関係の問題で、向田小学校の共同調理場を今回廃止ということで、今まで旧烏山でいえば4つだったもの

を3つにする。そして配置がえをするという考えですね。それで、正職員が12名を10名、臨時採用が4名が3名ということなんですけれども、私がお聞きしたいのはまず職員がこういうふうに減る中で給食のつくる分は変わらないということでありまして、いわば労務強化という形になりはしないのかなど。その辺について現場職員とのこういう計画にするにあたってのいろいろな段取りとか話し合い、協議とか、そういうものがされたのかどうか。それをまず伺いたい。

2つ目の問題といたしましては、確かに集中管理のほうが合理的な学校給食をつくる手間は省けるかもしれませんが、その分だけ食中毒がもし発生すれば集中的に出てしまいますよね。全国的にもそういうのが問題になっているわけなので、その辺の学校給食の調理にあたっての安全対策、セキュリティーの問題についてはどのような状態になっているのか。その2点についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 確かに議員ご指摘のように職員数が減るわけでございますので、1人当たりの食数は変わらないわけでございますから過重な労働になるのかなというふうには思っておりますが、基本的に今議員がご理解されておりますように共同調理場を少なくいたしまして、事務合理化の観点からということで、先ほど職員の配置の関係を申し上げたつもりなんですけれども、烏山地区の学校事務等も含めての職員の配置計画等について調理員のほうにもお話をしながら、この合理化につきましてはご理解はされてきたというふうに思っております。当然職員との話し合いは持っております。

それと集中管理におきます食中毒関係の対応はどうなっているのかというお話だと思いますが、これにつきましては、現行の体制で十二分に対処しながら調理場の運営はしていきたいということで考えておりますので、これから法的な部分、今ご指摘の部分がありましたが、給食調理にあたっての諸条件等の整備関係については、検便とか環境整備も含めまして対処していくつもりでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。改めて整備をする部分というのは特にはございません。

以上です。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） この計画をつくるにあたっては、給食をつくられる現場の職員の方々とある程度協議をしてこういう計画にしたということでございますので、今後とも引き続いて安全管理面も含めて協議のほうは進めていただきたい。あわせて学校給食が教育の一環であるというふうに考えておりますので、単に給食をお昼に食べさせればいいということではなくて、教育の一環だというような考え方で、できれば自校方式がいいわけなんですけれども、なか

なか少子化の中でそれだけのコストをかけるわけにいかないということで、このようなセンター方式になっているのかなというふうには思うんですけども、この辺、ランチルームなんかもある学校も当然あると思いますが、教育の観点でこの学校給食については対応されているのかどうか、その辺についての考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（青木一夫君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 学校現場で給食についての適切な指導がなされているかというご質問かと思えます。私も持論として学校給食は自校方式がベストだと思っております。温かい食物は温かく、冷たいものは冷たく、形あるものは形あるものとおおり、きちっと子供に提供するというのが私の持論でございます。

この給食が今、子供たちの食生活の中でも非常に重要な位置を占めております。平成18年度からは文部科学省の施策として学校に栄養教諭を配置する。食の見直し、ここが家庭の食生活あるいは成長にかなっていないところもあるのではないかというような考え方から、学校に栄養教諭を配置して給食をさらに充実させるということでございまして、私どもその方向に沿って学校給食を食の中心として大切にしていまいりたいと思っておりますので、これからもご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 最後の質問にしたいと思います。学校給食の製作にあたってはできる限り地元の農産物、特産品を使用していただきたいというふうに考えているわけなんですけれども、この辺に關しての市長の考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 学校給食の問題については確かに学校給食施設、行政改革の一環ではあります。一方、議員ご指摘のとおり食育の場でもあることは私も十分承知をいたしております。それがセントラル方式になって果たして食育が崩れるか。私は崩れないという持論を持っております。したがって、今後行政改革の一環で、これはちょっと答弁の趣旨と違うんですが、この給食問題につきましてはセントラル方式に持っていきたいと考えておまして、できれば今の旧南那須町にあるこれを大いに活用できないかなというのはまず第1番に考えておまして、そのようなことを子細に検討させているところでございます。

さらに、地産地消のお話もございましたけれども、今ご案内のように給食は3,000食でございます。これは大いに特産品の市場でございます。そのようなことから、那須烏山市の特産品については極力必ず採用して子供たちの給食の食卓の場に乗るように、私も推進をしてい

るところでございます。今後もさらにそのような流通を進めていきたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点ほど質問をいたします。

向田小学校の給食調理施設を今回廃止するわけなんですけど、この廃止することによって来年度から市の負担というのはいかほど削減できるのか。まず1点です。

先ほどの説明の中にあつたんですが、ちょっと理解しがたいところがあつたものですから再度質問しますが、これまで向田小学校の調理室にかかわっていた職員の今後の処遇です。来年度から余剰職員ができるのかどうか。

それともう1点、先ほどの教育次長の補足説明の中で、烏山の調理室はすべて老朽化をしている。その4カ所のうち1カ所を今回は廃止統合するということになりましたが、過日の市長の答弁では、これからの給食センターのあり方として、すべてを南那須の給食センターに統合したいというような発言もされておりました。そこで、まだ残っている烏山地区の老朽化しているとされる調理室はいつごろ統合する予定でいるのか。以上3点答弁を求めます。

○議長（青木一夫君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） まず廃止に伴います市の負担の軽減のお話でございます。共同調理場といたしましては現在調理員が2名、臨時が1名いるわけでございますので、調理員は市職でございますので、共済費等含めまして大体2人分で年間1,200万円ほどになるのかな。それと臨時のほうは被服費等も支給してございます。それと共済費等も含めまして160万円程度。予算措置の関係で申し上げております。人件費関係で約1,300万円ほどの削減になるのかなというふうに思います。

また、光熱費と燃料費関係で消耗品も含めまして大体100万円程度の削減になろうかなというふうに思っているところでございます。これは新年度の予算編成の段階での数値的なものでございます。

次に、職員の処遇の関係でございますが、これにつきましては先ほどご説明をさせていただきましたが、烏山地区、今14校ありますので、その中で事務員が3名定年退職します。そういう形で学校統合も当然入ってまいりますけど、小中学校で13校、調理場が3カ所ということになりますので、それらの調理員関係を1名ぐらいになるかなというふうに思いますが、事務職のほうに配置がえ、あるいはこれは人事管理を担当いたします総務当局とのお話も出てまいりますが、一般行政職等への配置がえ等も含めまして今後人事管理を進めていきたいと

いうことでございます。

次に、今後のほかの3施設の関係でございますが、小さいところでは東小学校を平成19年度に廃止することで進めたいということで計画として載っております。その後、平成20年3月、この辺につきましては市長答弁の趣旨等もございますので、センターのあり方等も含めまして、今後の学校給食のあり方等についてつぶさに検証しながら対処していく必要があろうかなと思います。

計画といたしましては、平成19年度に東小学校の廃止も考えておりまして、平成19年度末におきまして烏山小学校と烏山中学校の2校の調理場として運営をしていきたいというのが現在の基本的な考え方でございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第7 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時19分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。日程第8 議案第6号から日程第10 議案第8号までの栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更についての3議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第 8 議案第6号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（鹿沼市関係）について

◎日程第 9 議案第7号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（下野市関係）について

◎日程第10 議案第8号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更（日光市関係）について

○議長（青木一夫君） したがって議案第6号から議案第8号までの3議案を一括議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第6号

栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更について

鹿沼市及び栗野町の廃置分合に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成17年12月31日をもって栃木県自治会館管理組合から栗野町を脱退させ、平成18年1月1日から栃木県自治会館管理組合規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範雄

議案第7号

栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県  
自治会館管理組合規約の変更について

南河内町、石橋町及び国分寺町の廃置分合に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年1月10日から栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県自治会館管理組合規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範雄

議案第8号

栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県  
自治会館管理組合規約の変更について

日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町の廃置分合に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年3月20日から栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県自治会館管理組合規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範雄

朗読、以上でございます。

○議長（青木一夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第6号から第8号までの提案理由の説明を申し上げます。

栃木県自治会館管理組規約の一部を改正するものであります。平成18年1月1日から栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入し、平成18年1月10日から南河内町、石橋町及び国分寺町を廃し、その区域をもって下野市を設置し、平成18年3月20日から日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって日光市を設置する廃置分合に伴いまして、栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定に基づき提案をするものでございます。

どうぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第8 議案第6号、日程第9 議案第7号、日程第10 議案第8

号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、第7号、第8号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第11 議案第9号から日程第14 議案第12号までの栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更についての4議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第11 議案第9号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（鹿沼市関係）について

◎日程第12 議案第10号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（下野市関係）について

◎日程第13 議案第11号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更（日光市関係）について

◎日程第14 議案第12号 栃木県市町村職員退職手当組合から栗野町を脱退させるに伴う財産処分について

○議長（青木一夫君） したがって議案第9号から議案第12号までの4議案を一括議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第9号

栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
栃木県市町村職員退職組合規約の変更について

鹿沼市及び栗野町の廃置分合に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第

1項の規定により、平成17年12月31日をもって栃木県市町村職員退職手当組合から栗野町を脱退させ、平成18年1月1日から栃木県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

#### 議案第10号

栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
栃木県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

南河内町、石橋町及び国分寺町の廃置分合に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年1月10日から栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

#### 議案第11号

栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
栃木県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町の廃置分合に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年3月20日から栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

議案第12号

栃木県市町村職員退職手当組合から栗野町を脱退させることに伴う財産  
処分について

栃木県市町村職員退職手当組合から栗野町を脱退させることに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めるものとする。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

朗読、以上でございます。

○議長（青木一夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第9号から第12号までの提案理由の説明を申し上げます。

栃木県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正するものでございます。平成18年1月1日から栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入し、平成18年1月10日から南河内町、石橋町及び国分寺町を廃し、その区域をもって下野市を設置し、平成18年3月20日から日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって日光市を設置する廃置分合に伴いまして、栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組合同約を変更すること、また、栗野町が当組合から脱退することに伴いまして財産処分について協議をしたものでございまして、地方自治法第290条の規定に基づき提案をするものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第11 議案第9号、日程第12 議案第10号、日程第13 議案第11号、日程第14 議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、第10号、第11号、第12号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第15 議案第13号から日程第17 議案第15号までの栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に  
ついて3議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第15 議案第13号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する  
地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更（鹿  
沼市関係）について

◎日程第16 議案第14号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する  
地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（下  
野市関係）について

◎日程第17 議案第15号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する  
地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（日  
光市関係）について

○議長（青木一夫君） したがって議案第13号から議案第15号までの3議案を一括議題  
といたします。

書記に朗読いたさせます。

[書記 朗読]

議案第13号

栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
同組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成17年12月  
31日をもって栃木県町村議会議員公務災害補償等組合から栗野町を脱退させ、栃木県町村議  
会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範雄

議案第14号

栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
同組合同規約の変更について

南河内町、石橋町及び国分寺町の廃置分合に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和  
40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年1月10日から栃木県町村議  
会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県町村議会議員公務災

害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

議案第15号

栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
同組合同規約の変更について

日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町の廃置分合に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成18年3月19日をもって栃木県町村議会議員公務災害補償等組合から足尾町、栗山村及び藤原町を脱退させ、平成18年3月20日から栃木県町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

朗読、以上でございます。

○議長（青木一夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第13号から第15号までの提案理由の説明を申し上げます。

栃木県町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を改正するものでございます。平成18年1月1日から栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入し、平成18年1月10日から南河内町、石橋町及び国分寺町を廃し、その区域をもって下野市を設置し、平成18年3月20日から日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって日光市を設置する廃置分合に伴いまして、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組合同規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定に

基づきまして提案をするものでございます。

何とぞ慎重審議の上、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第15 議案第13号、日程第16 議案第14号、日程第17 議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、第14号、第15号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第18 議案第16号から日程第20 議案第18号までの栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についての3議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第18 議案第16号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（鹿沼市関係）について

◎日程第19 議案第17号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（下野市関係）について

◎日程第20 議案第18号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少（日光市関係）について

○議長（青木一夫君） したがって議案第16号から議案第18号までの3議案を一括議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

[書記 朗読]

議案第16号

栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について

鹿沼市及び栗野町の廃置分合に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成17年12月31日をもって栃木県市町村消防災害補償等組合から栗野町を脱退させ、平成18年1月1日から栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を40から39に減少させる。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範雄

議案第17号

栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について

南河内町、石橋町及び国分寺町の廃置分合に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年1月10日から栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を39から37に減少させる。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

議案第18号

栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町の廃置分合に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年3月20日から栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を37から33に減少させる。

平成17年12月13日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

以上、朗読終わります。

○議長（青木一夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第16号から第18号までの提案理由の説明を申し上げます。

栃木県市町村消防災害補償等組合規約を一部改正するものでございます。平成18年1月1日から栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入し、平成18年1月10日から南河内町、石橋町及び国分寺町を廃し、その区域をもって下野市を設置し、平成18年3月20日から日光市、今市市、足尾町、栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって日光市を設置する廃置分合に伴いまして、栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少させることについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定に基づき提案をするものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして可決ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第18 議案第16号、日程第19 議案第17号、日程第20 議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、第17号、第18号については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第21 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（青木一夫君） 日程第21 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

付託第1号

#### 請願書等の付託について

那須烏山市議会会議規則第133条及び第137条の規定に基づき、平成17年第3回那須烏山市議会定例会において、下記のとおり請願書等を付託する。

平成17年12月13日

那須烏山市議会議長 青 木 一 夫

審 査 期 限		1 休会中に審査し本会期中に報告すること。	
付託委員会	番 号	件 名	備 考
経済建設 常任委員会	陳情第1号	農振地域の振興改善に関する 陳情書	烏山町向田台地土地改良区 理事長 戸田秋雄
文教福祉 常任委員会	陳情第2号	ささら衣装の新調に関する 陳情書	興野代表自治会長 阿相善一 興野上自治会長 佐藤充則 興野下一自治会長 石塚正夫 興野下二自治会長 小口勝寿 興野ささら保存会長 阿相辰男
文教福祉 常任委員会	陳情第3号	児童扶養手当の減額に関する 陳情	烏山町母子寡婦福祉会 会長 西原和子外359人
文教福祉 常任委員会	陳情第4号	児童扶養手当の減額に関する 陳情	南那須町母子寡婦福祉会 会長 栗 ヨシノ外199人
経済建設 常任委員会	陳情第5号	市道5209号の改良・整備に関 する陳情書	上境上平自治会長 大谷一利
経済建設 常任委員会	陳情第6号	市道5214号の改良と側溝整備 に関する陳情書	上境上平自治会長 大谷一利

以上、朗読終わります。

○議長（青木一夫君） ただいま朗読のとおり、各委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第21 付託第1号 請願書等の付託については、委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（青木一夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

[午後 2時45分散会]